

(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十年六月十三日

埼玉県知事 上田 清司

一 申請のあった年月日

平成二十年六月三日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人行田のぞみ園

三 代表者の氏名

矢吹 博

四 主たる事務所の所在地

埼玉県行田市緑町十三番三十一号

五 定款に記載された目的

(変更前) この法人は、心身障害者がその社会的活動を自力で行なえるように、訓練、実習、生産活動、また、全般的な生活面での援助を行ない、障害者福祉に寄与することを目的とする。

(変更後) この法人は、障害者がその社会的活動を自力で行なえるように、訓練、実習、生産活動、また、全般的な生活面での援助を行ない、障害者福祉に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第八百三十二号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二週間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県秩父地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十年六月十三日

埼玉県知事 上田 清司

一 申請のあった年月日

平成二十年五月三十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 もりと水の源

流文化塾

三 代表者の氏名

山中 進

四 主たる事務所の所在地

秩父市中津川二三三番地

五 定款に記載された目的

この法人は、荒川流域の水源地である源流の森林の保全や再生をはかるとともに水源地域の自立と活性化、持続可能な発展に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第八百三十三号

特定非営利活動促進法(平成十年法律

第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二週間、県民生活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十年六月十三日

埼玉県知事 上田 清司

一 申請のあった年月日

平成二十年六月四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

埼玉県告示第八百三十四号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十年六月十三日

埼玉県知事 上田 清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称)ホームズタウン川越店

川越市小仙波六百八十九番一ほか

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

埼玉県知事 上田 清司

特定非営利活動法人こどもみらい教育会

三 代表者の氏名

信賀 信孝

四 主たる事務所の所在地

埼玉県さいたま市西区大字指扇一二七〇番地

HARMONY HILLS

S II 一〇三号室

五 定款に記載された目的

この法人は、活動地域で就学中の子ども及びその保護者に対し、「家庭と仕事の両立」という観点に基づき子育て法及び仕事の取り組み方に関する教育事業を行い、子どもの健全育成、保護者のワークライフバランスの向上に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗の設置者

株式会社 島忠 代表取締役 山下 視希夫

さいたま市西区三橋五丁目千五百五十五番地

大規模小売店舗において小売業を行う者

ブックオフコーポレーション株式会社 代表取締役社長 佐藤 弘志 他

神奈川県相模原市古淵二丁目十四番二十号 他

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十一年一月三十一日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

二千九百九十四平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

建物内駐車場 位置 図面省略 収容台数 九一台

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 合計 七〇台(別途自動二輪三台)

荷さばき施設の位置及び面積

なし(宅配便による荷受)

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 十三・五立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前十時から午後十一時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前九時四十五分から午後十一時十五分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

ト 届出年月日

平成二十年五月三十日

二 縦覧期間

平成二十年六月十三日から平成二十年十月十四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十年六月十三日から平成二十年十月十四日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第八百三十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり

一般競争入札に付する。

平成二十年六月十三日

埼玉県知事 上田 清司

一 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

インターネットデータセンター及び電子納品保管管理システム用機器等の賃

貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成20年9月1日(月)から平成25年6月30日(日)まで。ただし、平成21

年度以降において、埼玉県の歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は

削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 履行場所

埼玉県県土整備部技術管理課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同シ

ステムの利用者登録をしていない業者については、紙媒体による入札書の郵送又

は持参も認める。落札者の決定に当たっては、入札書に入力し、又は記載され

た金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示（平成18年埼玉県告示第1543号）に基づき、「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。
 - (3) 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要領（平成8年6月13日付け出物第180号）に基づく指名停止期間中でない者であること。
 - (4) 埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置要領（平成19年3月27日付け出物第1153号）に基づく指名除外措置を受けていない者であること。
 - (5) 本件業務について、仕様書の要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。
- 3 入札書の提出場所等
- (1) 入札説明書及び仕様書の入手方法
 - ア 「埼玉県電子入札共同システム」からダウンロードする場合
 入手手順は、次のとおり
 - イ 埼玉県ホームページを開く。
 - ロ 電子サービス窓口の「入札・調達」を選択する。
 - ハ 埼玉県電子入札総合案内（工事・物品）メニュー内の「3：システム入口」を選択する。
 - ニ 「入札情報公開システム」を選択する。
 - ホ 調達機関は「埼玉県」を選択する。
 - ヘ 部局名は「県土整備部」を選択する。
 - ニ 課所名は「技術管理課」を選択する。
 - フ 「物品等」を選択する。
 - ク 「1 発注情報の検索」を選択する。
 - コ 検索ボタンをクリックする。

(4) 本入札案件を選択する。

イ 紙媒体での入手を希望する場合

3(2)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡をすること。）。

(2) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先（3(1)アの場合を含む。）
 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県県土整備部技術管理課建設IT担当 坂原 荻原 電話048-830-5199（直通）

(3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成20年7月25日（金）午前10時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成20年7月24日（木）午後5時まで（必着）

なお、郵送により提出する場合は、書留郵便によること。

(4) 開札の場所及び日時

埼玉県県土整備部技術管理課 平成20年7月25日（金）午前11時

なお、開札への立会いは、不要とする。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

- この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成20年6月30日(月)午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に關し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- ア 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合
同システムから確認申請する。
 - イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合
3(2)の提出場所まで郵送又は持参により提出する。
- なお、郵送による場合は書留郵便とし、上記の期限内に必着のこと。
- (4) 入札の無効
次に掲げる入札書は、無効とする。
ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書
イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書
ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書
 - (5) 契約書作成の要否
 - (6) 落札者の決定方法
財務規則第94条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
 - (7) 低入札価格調査制度に係る調査基準価格
設定しない。
 - (8) 手続における交渉の有無
無
 - (9) 競争入札参加資格の付与
2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、あらかじめ本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、平成20年6月20日までに埼玉県契約局入札審査課入札参加資格審査担当(048-830-5775(直通) 千330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号)に提出すること
 - (10) 支払条件
発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を

<p>受注者に支払うものとする。</p> <p>(11) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。</p> <p>5 Summary</p> <p>(1) Nature of Services Required: Lease of Internet Date Center and Saitama Prefecture's Electronic Storage Management System with a function to support delivery and downloading of electronic bidding data.</p> <p>(2) Deadline for Submissions: By the electronic tender systems ; by 10 : 00 a.m., July 25, 2008. By registered mail : must be received by 5 : 00 p.m., July 24, 2008. In person : 5 : 00 p.m., July 24, 2008.</p> <p>(3) Contact Information ; Technical Management Division, Land Development Department Saitama Prefectural Government. Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301 Telephone.048-830-5199</p>	<p>容量 九〇四・五立方メートル 浸透効果量 〇・〇九一立方メートル 毎秒</p>
<p>埼玉県告示第八百三十六号 次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例(平成十八年埼玉県条例第二十号)第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めため、告示する。 平成二十年六月十三日 埼玉県知事 上田 清司</p> <p>許可番号 第一〇〇七一一八一号</p> <p>一 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域 川越市大字笠幡字後口四〇四四一一外十七筆</p> <p>二 雨水流出抑制施設の容量</p>	<p>埼玉県告示第八百三十七号 次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例(平成十八年埼玉県条例第二十号)第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めため、告示する。 平成二十年六月十三日 埼玉県知事 上田 清司</p> <p>許可番号 第一〇〇七一一五九一〇号</p>

二 雨水流抑制施設の敷地である土地の区域
 川越市大字野田字月吉町一三一―八四、一四二五―七
 三 雨水流抑制施設の容量
 容量 一〇二四・〇立方メートル
 浸透効果量 〇・〇一八立方メートル毎秒

行田市から行田市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第九号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。
 平成二十年六月十三日
 埼玉県知事 上田 清 司

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第八十三号
 都市計画法(昭和四十三年法律第九号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。
 平成二十年六月十三日
 埼玉県東松山県土整備事務所長 亀井清司

第一八〇一八八一号
 二 検査済証番号
 平成二十年五月二十九日 第二〇〇〇一七号
 三 開発区域に含まれる地域の名称
 比企郡滑川町大字土塩字中道北六〇三―一
 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 秩父郡長瀬町大字岩田五〇―二 贄田 純

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第二十四号
 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条の二第一項の規定により認定したので、対象区域等を次のとおり公告する。

平成二十年六月十三日
 埼玉県熊谷県土整備事務所長 小川 倫 正

認定番号	認定年月日	対 象	区 域	公告に係る対象区域等を縦覧に供する場所
第一号	二十年六月四日	埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山字向田三百六十八番外四百五十九筆		埼玉県熊谷県土整備事務所

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第六十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第九号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年六月十三日

埼玉県杉戸県土整備事務所長

平井 順 一

一 許可番号
 平成二十年二月二十一日
 指令杉整第一九〇二二五〇号

二 検査済証番号
 平成二十年六月六日
 杉整第三六五―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称
 北葛飾郡栗橋町大字栗橋字道下東四一九―一、四一九―二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 幸手市中川崎一三五―一五
 内藤 宏之輔

埼玉県教委告示第三十二号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成二十年六月十三日

埼玉県教育委員会委員長
 高橋 史 朗

一 日時
 平成二十年六月十八日 午前十時
 二 場所
 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番

一 号
 埼玉県教育局教育委員会室
 三 議題

当面する教育関係諸問題について

埼玉県選管告示第六十四号

平成二十年六月二日現在の地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四
条第一項、第七十五条第一項、第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第
一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和
三十一年法律第六十二号)第八条第一項の規定における選挙権を有する者の総数
の五十分の一の数、四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の
一を乗じて得た数とを合算して得た数及び三分の一の数は、次のとおりである。

平成二十年六月十三日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項における選挙権を有する者
の総数の五十分の一の数

一一五、二〇一人

二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条第一項における選挙権を有する
者の総数の四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗
じて得た数とを合算して得た数

一、〇二六、六六八人

三 地方自治法第八十条第一項における選挙権を有する者の総数の三分の一の数

選挙区

三分の一の数

- 南第一区 六三、八〇五人
- 南第二区 一三二、八一三人
- 南第三区 二二、四九四人
- 南第四区 三五、八二三人
- 南第五区 二九、一八五人
- 南第六区 四一、二四八人
- 南第七区 二五、〇三八人
- 南第八区 二四、三九三人
- 南第九区 三八、六五三人
- 南第十区 四五、〇七七人

- 南第十一区 二八、五七三人
- 南第十二区 三〇、二八一人
- 南第十三区 六〇、二八〇人
- 南第十四区 三一、〇三五人
- 南第十五区 一九、一五三人
- 南第十六区 三〇、〇六三人
- 南第十七区 一八、五七六人
- 南第十八区 四一、八〇六人
- 南第十九区 一九、一四三人
- 南第二十区 三〇、四五九人
- 南第二十一区 一六、三八九人
- 南第二十二区 三三、五九六人
- 南第二十三区 二〇、二四八人
- 西第一区 九二、三三三人
- 西第二区 四〇、〇二二人
- 西第三区 二二、六五五人
- 西第四区 四三、三四九人
- 西第五区 一五、三〇九人
- 西第六区 二八、三二六人
- 西第七区 二二、七六五人
- 西第八区 九〇、〇七六人
- 西第九区 一五、二七八人
- 西第十区 一三、八二四人
- 西第十一区 二六、八九四人
- 西第十二区 一八、六七九人
- 西第十三区 二二、一五二人
- 西第十四区 二四、〇七七人
- 西第十五区 二七、四四九人
- 北第一区 一九、〇〇二人
- 北第二区 一二、九二四人
- 北第三区 一五、三一六人
- 北第四区 二一、五六三人

北第五区	四九、一九五人
北第六区	五五、三三七人
東第一区	一三、九一九人
東第二区	一五、三二五人
東第三区	一八、三〇三人
東第四区	一五、二九七人
東第五区	一九、六〇三人
東第六区	一七、六九五五人
東第七区	二八、六〇六人
東第八区	五五、一一〇人
東第九区	八五、五九〇人
東第十区	二〇、九四二人
東第十一区	三四、九一五人
東第十二区	一六、九二〇人
東第十三区	一四、九九〇人
東第十四区	三一、四一四人
東第十五区	一六、七五五人

埼玉県選管告示第六十五号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項の規定により提出された自由民主党桶川支部の平成十八年分収支報告書に關し、平成二十年三月三日同団体から訂正する旨の報告があつたので、平成十九年九月二十八日付け埼玉県選管告示第百十五号により公表した要旨を次のとおり訂正する。

平成二十年六月十三日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

ページ	段	行	誤
二十四	下	十九	
誤(1) 収入総額			2,122,431円
正(1) 収入総額			1,811,374円
誤			二十一
誤			本年収入額
			1,168,314円

埼玉県選管告示第六十六号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項の規定により提出されたきのだ博後援会の平成十八年分収支報告書に關し、平成二十年三月十八日同団体から訂正する旨の報告があつたので、平成十九年九月二十八日付け埼玉県選管告示第百十五号により公表した要旨を次のとおり訂正する。

平成二十年六月十三日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

ページ	段	行	誤
三百三十七	上	六	
誤(2) 支出総額			131,000円
正(2) 支出総額			133,550円
誤			二十一
誤			機関紙誌の発行その他の事業費
			126,000円
正			機関紙誌の発行その他の事業費
			128,550円

二十一

誤	a	機関紙誌の発行事業費	126,000円
正	a	機関紙誌の発行事業費	128,550円
			二十四
誤	合計		131,000円
正	合計		133,550円

埼玉県選管告示第六十七号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項の規定により提出された自由民主党北本支部の平成十八年分収支報告書に關し、平成二十年三月二十七日同団体から訂正する旨の報告があつたので、平成十九年九月二十八日付け埼玉県選管告示第百十五号により公表した要旨を次のとおり訂正する。

平成二十年六月十三日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

二十一

誤	ページ	段	行
	三十	下	十八
誤	(2)	支出総額	2,101,227円
正	(2)	支出総額	2,069,286円
	三十一	上	四
誤	(7)	組織活動費	2,101,227円
正	(7)	組織活動費	2,069,286円
			五
誤	合計		2,101,227円
正	合計		2,069,286円

埼玉県選管告示第六十八号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項の規定により提出された日本共産党蕨・戸田地区委員会の平成十六年分収支報告書に關し、平成二十年四月二十八日同団体から訂正する旨の報告があつたので、平成十七年十一月十八日付け埼玉県選管告示第百二十三号により公表した要旨を次のとおり訂正す

る。

二十一

誤	平成二十年六月十三日	埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲	
	ページ	段	
	百四十二	上	
誤	清水 直子	十三	
正	清水 直子	九	
誤	その他の寄附		
正	その他の寄附		
			7,076,689円
			6,866,689円

埼玉県選管告示第六十九号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項の規定により提出された日本共産党蕨・戸田地区委員会の平成十七年分収支報告書に關し、平成二十年四月二十八日同団体から訂正する旨の報告があつたので、平成十八年十月二十七日付け埼玉県選管告示第百二十号により公表した要旨を次のとおり訂正する。

平成二十年六月十三日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

二十一

誤	ページ	段	行
	百四十六	下	二十六
誤	清水 直子		957,000円
正	清水 直子		1,167,000円
	百四十七	下	三
誤	その他の寄附		13,775,872円
正	その他の寄附		13,565,872円

埼玉県選管告示第七十号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項の規定により提出された日本共産党蕨・戸田地区委員会の平成十八年分収支報告書に關し、平成二十年四月二十八日同団体から訂正する旨の報告があつたので、平成十九年九月二

十八日付け埼玉県選管告示第百十五号により公表した要旨を次のとおり訂正する。

平成二十年六月十三日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

ページ 段 行

百三十四 上 二十一

誤 清水 直子 1,240,000円

正 清水 直子 1,450,000円

下 二十一

誤 その他の寄附 9,189,838円

正 その他の寄附 8,979,838円

埼玉県選管告示第七十一号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成二十年六月十三日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

一 日時 平成二十年六月十七日 午前十時三十分

二 場所 埼玉県選挙管理委員会室

三 議題

イ 市町村の区域を分けて開票区を設置する告示の一部改正について
ロ その他

発行日	毎週 火曜日・金曜日
購読料金	一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)
発行者	埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号 ○四八―八二四―二二―一(代表)
	埼玉選挙管理委員会 http://www.pref.saitama.lg.jp/A01 /BA00/kenpouhome/fr_top.htm
印刷所	関東図書株式会社 さいたま市南区別所三―一―一〇 ○四八―八六二―二九〇―一(代表)